

NPO 法人 Link Forest 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 Link Forest と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県高崎市棟高町1325番地1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、群馬県を中心とする地域社会や地域住民が抱える社会課題に対して、スポーツ、教育、健康、福祉等に関する事業を行い、地域社会や地域住民の課題解決の支援を通して、人々が笑顔で明るく生活できることに寄与することを目的とする。また、地域課題の解決、地域住民の支援に関わった正会員自身も多くの学びを得られ、WinWin の関係を構築しながら、共助社会を作っていく。さらに、支援に関わる正会員の多くを教員とし、社会に対する視野を広げ、学んだことを児童生徒へ還元し、教育界にも良い影響を与えることができる。これにより、地域全体の活力を高め、持続可能な社会の実現を目指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に関する事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 高齢者施設での定期演奏会の開催等文化的な活動
- ② 地域住民が参加できるイベント（教育イベント、野外教室、演奏会等）の開催
- ③ 地域住民がスポーツや音楽等の文化に親しめる環境づくり
- ④ 子育て相談、教員向けのカウンセリングによる支援
- ⑤ 地域の美化活動
- ⑥ 外国語を学ぶ場の語学交流会の開催

- ⑦ 他の特定非営利活動団体や企業等との共同開催イベント等の企画、運営
- ⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の三種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 正会員は、年間の合計給与が会費額に達した翌月末までに会費を納入するものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し、監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 監事の選任又は解任

(6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 7 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は書面に代わる電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は書面に代わる電磁的方法により、同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときには、その日から起算して 7 日以

内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項、及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 題 1 号項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 9 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 年会費 5,000円
(2) 活動会員 年会費 家族会員 3,000円、 個人会員 2,000円
(3) 賛助会員 年会費 5,000円/口

なお、活動会員の種目別・団体別会費について別に定める。

- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和8年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から令和8年3月31日までとする。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	白尾亮一郎	理事長
//	鈴木 健之	副理事長
//	西山 直輝	副理事長
監事	内戸保奈緒	

(様式例2)

役 員 名 簿

(特定非営利活動法人の名称)

NPO 法人 Link Forest

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備 考
理事	白尾亮一郎		無	理事長
理事	鈴木健之		無	副理事長
理事	西山直輝		無	副理事長
監事	内戸保奈緒		有	監事

(様式例6)

設 立 趣 旨 書

1 設立の趣旨

当法人は、地域社会や地域住民が抱える課題を解決し、人々が笑顔で明るく生活できる社会を実現することを目的としています。

教員を中心とする当法人の会員が、スポーツ、教育、健康、福祉等に関する事業を行い、地域社会や地域住民の課題解決を支援します。

地域社会や地域住民が抱える具体的な課題には、以下のようなものがあります。

- ・部活動地域展開後の子どもたちがスポーツに取り組める環境の不足
- ・教職員の多忙化や心身の不調による教員不足
- ・子育て中の保護者の悩みとその悪影響を受ける子どもの問題
- ・高齢化社会を支える人材の不足

これらの課題を解決するために、教員が携わることが鍵となります。教員は、様々な業務をマルチに行える高い能力を持ち、児童生徒、保護者、地域の方々と接してきた経験から、コミュニケーション能力も高いです。この能力を活かすことで、地域社会や地域住民の課題を解決し、より良い社会を築くことができます。

また、課題の解決に携わることで、教員自身も多くの学びを得られ、学校現場以外の環境を知ることで見識が広がります。これにより、児童生徒へ学びを還元し、教育界にも良い影響を与えることができます。良い教育環境で学んだ児童生徒が社会へ出ていき、将来の日本や世界を支える人材になることを目指します。

地域社会と教員がWin-Winの関係を構築し、当法人が共助社会の創造の担い手になると信じています。地域全体の活力を高め、持続可能な社会の実現を目指します。

2 設立申請に至るまでの経過

令和7年2月24日 特定非営利活動法人設立のための勉強会及び発起人会開催

令和7年3月28日 設立総会開催

令和7年3月28日

(特定非営利活動法人の名称)

NP0法人 Link Forest

設立(代表)者 住所又は居所

氏 名 白尾亮一郎

(様式例 8)

令和 7 年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

NPO法人 Link Forest

1 事業実施の方針

① 目的

本法人は、群馬県を中心とする地域社会や地域住民が抱える社会課題に対して、スポーツ、教育、健康、福祉等に関する事業を行い、地域社会や地域住民の課題解決の支援を通して、人々が笑顔で明るく生活できることに寄与することを目的とする。

② 方針

○地域課題の解決

- ・地域社会や住民が直面する課題に対して、スポーツ、教育、健康、福祉の各分野での支援活動を展開する。
- ・地域住民のニーズを把握し、適切な支援策を講じる。

○Win-Winの関係構築

- ・支援活動に関わる会員自身も多くの学びを得られるような環境を整備する。
- ・会員と地域住民が共に成長し、共助社会を築くことを目指す。

○教育界への還元

- ・支援活動に関わる会員の多くを教員とすることで、社会に対する視野を広げる。
- ・児童生徒へ学びを還元し、教育界にも良い影響を与える。

○持続可能な社会の実現

- ・地域全体の活力を高め、持続可能な社会の実現を目指す。
- ・長期的な視点での活動計画を策定し、継続的な支援を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲 及び予定人数
地域住民がスポーツ や音楽等の文化に親 しめる環境づくり	「スポーツ・音楽等 文化振興プロジェク ト」 地域住民が生涯に渡 ってスポーツや音楽 等の文化に親しめる 環境づくりの支援	5月1日～ 3月31日	県内市町 村施設及 び民間施 設等	5人	一般市民 50人
子育て相談、教員向け のカウンセリングに	「子どもの健全育成 プロジェクト」	5月1日～ 3月31日	オンライ ン	1人	一般市民 50人

よる支援	・子育て相談、教員向けのカウンセリングやコーチングを通して、保護者や教員を支援し、子ども達が健全に育つ環境づくりを行う。 ・教師向け参考書等の発行。				
地域住民が参加できるイベント（教育イベント、野外教室、演奏会等）の開催	「社会教育の推進プロジェクト」 地域住民が参加できるイベント（教育イベント、野外教室、演奏会等）の開催	9月	県内施設等	5人	一般市民 100人
高齢者施設での定期演奏会の開催等文化的な活動	「保健、医療、福祉の増進プロジェクト」 ・高齢者施設での定期演奏会の開催等文化的な活動による支援 ・高齢者の健康作り支援活動	5月1日～ 3月31日	県内高齢者施設等	3人	県内高齢者 100人
地域の美化活動	「安心まちづくり推進プロジェクト地域 の美化活動（清掃、道路整備等）	5月1日～ 3月31日	公共道路、公園等施設	2人	各市町村行政
外国語を学ぶ場の語学交流会の開催	「語学交流プロジェクト」 他世代が、外国語を学ぶ場の語学交流会の開催	5月1日～ 3月31日	県内施設	3人	一般市民 30人
他の特定非営利活動団体や企業等との共同開催イベント等の企画、運営	「学校と企業の連携による地域貢献活動推進プロジェクト」 企業と連携したい学校と貢献したい企業のマッチングを行う	5月1日～ 3月31日	県内小中高 等 学校、企業	3人	一般市民 3校と3企業

他の特定非営利活動 団体や企業等との共 同開催イベント等の 企画、運営	他の特定非営利活動 団体との共同開催イ ベント等の企画、運 営	未定	未定	未定	未定
--	--	----	----	----	----

(様式例 8)

令和 8 年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

NPO法人 Link Forest

1 事業実施の方針

① 目的

本法人は、群馬県を中心とする地域社会や地域住民が抱える社会課題に対して、スポーツ、教育、健康、福祉等に関する事業を行い、地域社会や地域住民の課題解決の支援を通して、人々が笑顔で明るく生活できることに寄与することを目的とする。

② 方針

○地域課題の解決

- ・地域社会や住民が直面する課題に対して、スポーツ、教育、健康、福祉の各分野での支援活動を展開する。
- ・地域住民のニーズを把握し、適切な支援策を講じる。

○Win-Winの関係構築

- ・支援活動に関わる会員自身も多くの学びを得られるような環境を整備する。
- ・会員と地域住民が共に成長し、共助社会を築くことを目指す。

○教育界への還元

- ・支援活動に関わる会員の多くを教員とすることで、社会に対する視野を広げる。
- ・児童生徒へ学びを還元し、教育界にも良い影響を与える。

○持続可能な社会の実現

- ・地域全体の活力を高め、持続可能な社会の実現を目指す。
- ・長期的な視点での活動計画を策定し、継続的な支援を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲 及び予定人数
地域住民がスポーツ や音楽等の文化に親 しめる環境づくり	「スポーツ・音楽等 文化振興プロジェク ト」 地域住民が生涯に渡 ってスポーツや音楽 等の文化に親しめる 環境づくりの支援	4月1日～ 3月31日	県内市町 村施設及 び民間施 設等	5 人	一般市民 50 人
子育て相談、教員向け のカウンセリングに	「子どもの健全育成 プロジェクト」	4月1日～ 3月31日	オンライ ン	1 人	一般市民 100 人

よる支援	・子育て相談、教員向けのカウンセリングやコーチングを通して、保護者や教員を支援し、子ども達が健全に育つ環境づくりを行う。 ・教師向け参考書等の発行。				
地域住民が参加できるイベント（教育イベント、野外教室、演奏会等）の開催	「社会教育の推進プロジェクト」 地域住民が参加できるイベント（教育イベント、野外教室、演奏会等）の開催	9月	県内施設等	5人	一般市民 100人
高齢者施設での定期演奏会の開催等文化的な活動	「保健、医療、福祉の増進プロジェクト」 ・高齢者施設での定期演奏会の開催等文化的な活動による支援 ・高齢者の健康作り支援活動	4月1日～ 3月31日	県内高齢者施設等	3人	県内高齢者 100人
地域の美化活動	「安心まちづくり推進プロジェクト地域の美化活動（清掃、道路整備等）	4月1日～ 3月31日	公共道路、公園等施設	2人	各市町村行政
外国語を学ぶ場の語学交流会の開催	「語学交流プロジェクト」 他世代が、外国語を学ぶ場の語学交流会の開催	4月1日～ 3月31日	県内施設	3人	一般市民 30人
他の特定非営利活動団体や企業等との共同開催イベント等の企画、運営	「学校と企業の連携による地域貢献活動推進プロジェクト」 企業と連携したい学校と貢献したい企業のマッチングを行う	4月1日～ 3月31日	県内小中高 等 学校、企業	3人	一般市民 3校と3企業

他の特定非営利活動 団体や企業等との共 同開催イベント等の 企画、運営	他の特定非営利活動 団体との共同開催イ ベント等の企画、運 営	未定	未定	未定	未定
--	--	----	----	----	----

令和7年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

NPO法人 Link Forest
(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
個人・家族会員受取会費	90,000	140,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
4. 事業収益		
スポーツ・音楽等文化振興プロジェクト収益	2,350,000	
子どもの健全育成事業収益	375,000	
高齢者支援事業	480,000	
社会教育推進事業	214,000	
語学交流事業	120,000	3,539,000
5. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計	3,679,000	3,679,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	2,146,200	
人件費計	2,146,200	2,146,200
(2) その他経費		
施設使用料(ゴルフ練習場)	600,000	
施設使用料(キャンプ場)	48,000	
野外教室(食材費)	36,000	
語学交流事業	45,000	
その他経費計	729,000	729,000
事業費計	2,875,200	2,875,200
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	66,380	
役員報酬	3,000	
人件費計	69,380	69,380
(2) その他経費		
会議費	60,000	
保険	21,000	
消耗品費	10,000	
備品	10,000	
通信費	24,000	
その他経費計	125,000	125,000
管理費計	194,380	194,380
経常費用計	3,069,580	3,069,580
当期経常増減額	609,420	609,420
III 経常外収益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用計	0	0
当期正味財産増減額	609,420	609,420
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		609,420

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日

NPO法人 Link Forest
(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
個人・家族会員受取会費	90,000	140,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
4. 事業収益		
スポーツ・音楽等文化振興プロジェクト収益	2,820,000	
子どもの健全育成事業収益	900,000	
高齢者支援事業	480,000	
社会教育推進事業	214,000	
語学交流事業	120,000	4,534,000
5. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計	4,674,000	4,674,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	2,951,200	
人件費計	2,951,200	2,951,200
(2) その他経費		
施設使用料(ゴルフ練習場)	720,000	
施設使用料(キャンプ場)	48,000	
野外教室(食材費)	36,000	
語学交流事業	45,000	
その他経費計	849,000	849,000
事業費計	3,800,200	3,800,200
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	73,380	
役員報酬	3,000	
人件費計	76,380	76,380
(2) その他経費		
会議費	60,000	
保険	21,000	
消耗品費	5,000	
備品	8,000	
通信費	24,000	
その他経費計	118,000	118,000
管理費計	194,380	194,380
経常費用計	3,994,580	3,994,580
当期経常増減額	679,420	679,420
III 経常外収益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用計		
当期正味財産増減額	679,420	679,420
前期繰越正味財産額	609,420	609,420
次期繰越正味財産額		1,288,840